

和解あっせんに関する規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>第6条 【和解あっせん手続】</p> <p>基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等は、関連する次の各号の紛争について、裁定委員会に和解のあっせんを申し立てることができる。ただし、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 契約、所属及び移籍に関する紛争</p> <p>(2) 本協会の規則等に関する権利・義務に関する紛争</p> <p>〔改 正〕</p>	<p>第6条 【和解あっせん手続】</p> <p>基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等は、関連する次の各号の紛争について、裁定委員会に和解のあっせんを申し立てることができる。ただし、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 契約、所属及び移籍に関する紛争</p> <p>(2) 本協会の規則等に関する権利・義務に関する紛争</p> <p><u>2 前項に加え、選手、加盟チーム及び仲介人は、仲介人契約(ただし、裁定委員会に和解あっせんを求めることができる旨の紛争解決条項がある場合に限る)に関する紛争について、裁定委員会に和解のあっせんを申し立てることができる。</u></p> <p>〔改 正〕</p> <p><u>2022年 2月10日</u></p>	<p>実態に合わせて変更(仲介人との紛争は事前合意を条件として和解あっせんの対象とする)</p>